

蕪崎市犯罪被害者等支援計画

令和6年6月

蕪崎市

— 目 次 —

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	具体的な施策	1
	施策1 総合的な支援体制の整備	1
	施策2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援	2
	施策3 理解を深め、支援を広げる社会の形成	7
	【参考】 被害者支援に関する機関や団体	8

1 計画策定の趣旨

近年、県内外で犯罪行為が頻発しており、その内容も SNS を利用して犯罪行為を行うものや、通話・通信アプリを利用した犯罪行為など、手口が複雑かつ巧妙化するとともに、スマートフォンなど誰もが日常的に使用しているツールを媒介することにより、犯罪が身近なものになってしまっています。

また、生命や財産だけでなく、時として大切な家族を失う又は傷害を負わされるなどといった直接的な犯罪被害のみでなく、周囲の偏見又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを利用して行われる誹謗中傷等、精神的又は身体的な苦痛、名誉の毀損、プライバシーの侵害等のいわゆる「二次被害」を受ける危険があります。

以上のようなことから、本市は、誰もが犯罪被害者やその関係者になってしまう可能性があるこのような状況を重く受け止め、地方公共団体として犯罪被害者等へのより一層の支援が重要であると考えております。

本市では、県下に先駆けて平成 21 年に犯罪被害者支援条例を制定しておりましたが、前述のとおり複雑・巧妙化する犯罪行為の増加に伴い、犯罪被害者等が置かれている状況が一層困難なものとなっていること、また、山梨県においても犯罪被害者支援条例を制定したことを踏まえ、犯罪被害者等を社会全体で支え、すべての人が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、韮崎市犯罪被害者等支援計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、韮崎市犯罪被害者支援条例第 4 条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に実施するため、本市における基本的な方針や取り組むべき施策についてまとめたものです。

施策の推進にあたっては、条例に規定する国、県その他関係機関及びその支援に係る方々と協力し、実施します。

3 具体的な施策

施策 1 総合的な支援体制の整備

(1) 支援体制の整備

① 犯罪被害者等支援体制の充実

犯罪被害者等の状況に応じた適切な支援を迅速かつ途切れることなく実施するためには、国、県、その他関係機関及び支援に係る者等がそれぞれ実施する取り組みを効果的につなげていくことが重要です。

そのため、本市においては、犯罪被害者等の直面している状況に応じて、庁内で情報共有や連携をし、犯罪被害の状況に応じ、その都度「犯罪被害者等サポートチーム」を編成し、柔軟かつ丁寧な対応を実施します。

② 大規模事案等における支援

大規模事案（おおむね死者5名以上又は死傷者10名以上）が発生した場合は、同時に多数の死傷者が生じてしまうおそれがあり、複数の犯罪被害者等に対して同時に支援することとなります。

また、その社会的影響からインターネットやSNS等を通じて行われる誹謗中傷や報道機関による過剰な取材等による二次被害も懸念されます。

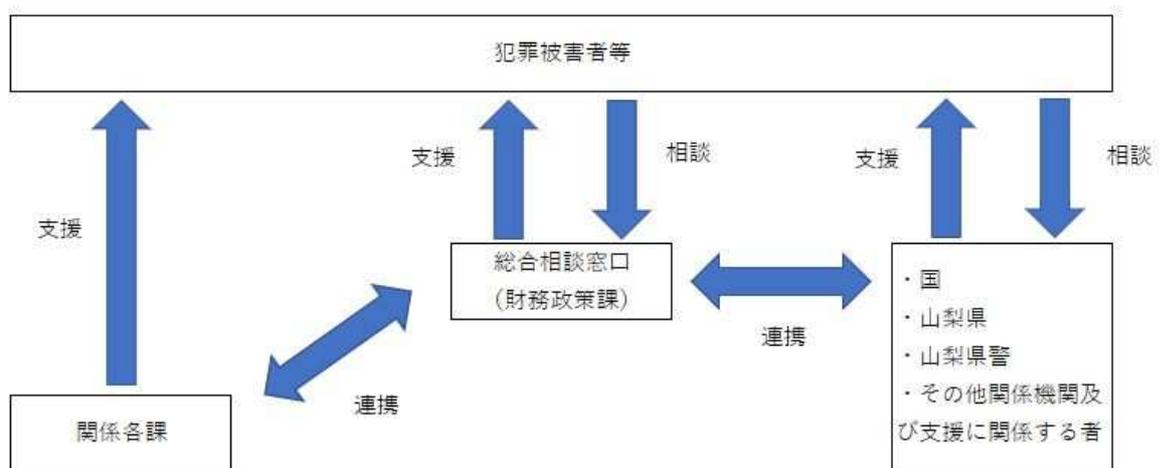
そのため、山梨県や関係機関と連携し、適切な役割分担の上で、連携した支援を実施します。

(2) 調査研究

① 調査研究の実施

犯罪被害者等に対し適切な支援を行うため、国、県その他関係機関及びその支援に関係する方々と協力し、調査研究を進め、その成果を活用していきます。

支援体制のイメージ図



施策2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援

(1) 相談・情報提供の充実

① 相談・情報提供の充実

犯罪被害者等は、被害を受けた直後から、精神的に大きなショックを受け、混乱している状況下で、警察や行政機関等において様々な手続きをしなければなりません。

被害直後のパニック状態の中、どこに何を相談してよいのかわからない状況になることが予測されることから、財務政策課政策調整担当内に「総合相談窓口」を設置します。

また、被害の状況に応じて必要な情報を提供できる取組み作りに努めるとともに、関係各課と連携した適切な支援を実施します。

<具体的な支援内容>

No.	取組項目	内容	担当課
1	総合相談窓口	被害の状況に応じた適切な対応及び関係機関等への案内を実施する。(山梨県警が作成した犯罪被害者の手引きも活用し、適切な支援を実施する。)	財務政策課
2	市税等の納税相談	納税方法等の相談	税務収納課
3	身体的・精神的な健康の不安や不調に対する相談支援	被害者本人や、その家族の心身の不安や不調等の相談支援を実施します。	健康づくり課
4	住民基本台帳事務における DV 等支援措置	DV (ドメスティック・バイオレンス)、ストーカ行爲や児童虐待等の行爲の被害者保護のため、住民票や戸籍の附票の交付について、原則、本人以外には交付しません。 また、庁内の関係部署と情報共有しながら、被害者の保護に努めています。	市民生活課
5	遺族基礎年金の相談	遺族基礎年金の説明と手続きを行います。	市民生活課
6	DV 被害者の国民健康保険への加入、被保険者証の発行	DV 被害により住民票を異動できない被害者は、住民登録のない逃げてきている住所地で国民健康保険に加入、被保険者証の交付を受けることができます。	市民生活課
7	DV 等支援措置による固定資産各種証明書の交付制限	DV、ストーカ行爲や児童虐待等の行爲の被害者保護のため、固定資産税に係る課税台帳の閲覧(名寄帳の閲覧を含む)、各種証明書の交付について、住所や氏名等をマスキング処理するなど、適切な交付措置を実施します。	税務収納課
8	障がい者の福祉に関する相談	障がい者やその家族等からの福祉サービス等の利用希望や、障がい者手帳の取得に対し、必要な情報提供や手続きの支援を行います。	福祉課
9	重度心身障害者医療助成制度の相談	一定の障害のある方が、医療機関を利用した際の医療費(保険診療の自己負担額)を助成する制度の説明と手続きを実施します。	福祉課
10	生活保護に対する相談	生活保護制度の相談に対応します。	福祉課
11	高齢者に関する各種相談	介護が必要な高齢者やそのご家族のために、介護などに必要な医療・保険・福祉等の各種サービスの利用方法等の相談や、生活上での心配事など、あらゆる相談に応じます。	長寿介護課
12	要介護認定に伴う各種相談支援	要介護認定に伴う各種相談支援を実施します。 なお、新規申請は、本人以外にも、家族やケアマネジャーも行うことができます。 また、申請に当たっては、電話での事前相談も受け付けています。	長寿介護課

13	国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の第三者行為損害賠償請求に関する相談	第三者によって怪我や病気、要介護状態になった場合等に受けられる制度の説明と手続きを行います。	市民生活課 長寿介護課
14	消費生活に関する相談	悪質商法や、契約上のトラブルなど、消費生活に関する相談に対応します。	商工観光課
15	児童に関する相談	18歳までの子どもに関する心配事について相談に応じます。保護者、親族、知り合いや近所の方、また、子ども本人からの相談も受け付けています。	こども子育て課
16	犯罪被害者等支援の周知	広報誌や韮崎市ホームページ等を活用し、犯罪被害者等支援に関する情報を発信します。	財務政策課

(2) 損害回復・経済的負担の軽減

① 損害賠償の請求に関する支援

山梨県警が作成している「犯罪被害者の手引き」により、犯罪被害者等が被害直後から必要とする支援や関係機関の連絡先についての周知に努めます。

② 経済的負担の軽減

犯罪被害者等は、生命や財産を奪われる、傷害を負わされる等の直接的な被害のほか、転居費用や医療費、葬儀費用、裁判費用など、経済的な負担が発生する場合があります。

また、生計維持者が亡くなってしまう場合や、犯罪被害の影響から仕事を続けることが困難になり、収入が減少し、または失職するなど、様々な経済的負担を強いられる場合もあります。

そのため、市犯罪被害者支援条例に基づく支援の実施や、状況に応じて生活保護制度等の周知、また、山梨県等で実施している各種の給付制度の周知により、犯罪被害者等の経済的負担の軽減に努めます。

③ 居住の安定

犯罪被害者等は、自宅が事件現場となったことや、加害者に自宅を知られたため、再度の被害のおそれがあるなどの理由から、引き続き自宅に居住することが困難な場合が考えられます。

そのため、市営住宅への優先的な入居等の支援をしていきます。

④ 雇用の安定

犯罪被害者等は、警察での事情聴取や、裁判への参加、治療のための入院又は通院等の多くのことに対応しなければならず、勤務先で休暇等の取得を余儀なくされます。

また、職場内での理解が足りず、二次被害を受けながら働き続けなければならない場合も考えられます。

雇用の維持と二次被害防止のため、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性について市内事業者の理解の増進を図り、また、雇用の継続や労働時間、休暇等について十分配慮することができるよう周知していきます。

<具体的な支援内容>

No.	取組項目	内容	担当課
1	遺族見舞金	犯罪行為により死亡した方の第1順位遺族に見舞金をお支払いします。	財務政策課
2	傷害見舞金	犯罪行為により傷害を受けた方に対して見舞金をお支払いします。	財務政策課
3	市県民税に関する相談	状況に応じた減免や納付方法などの相談に応じます。	税務収納課
4	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険に係る保険税・保険料の減免等	状況に応じた減免や納付方法などの相談に応じます。	市民生活課 税務収納課
5	介護保険料に関する相談	状況に応じた減免や納付方法などの相談に応じます。	長寿介護課 税務収納課
6	高額療養費の支給	大きな手術などで保健医療を受け、1ヶ月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給します。	市民生活課
7	保育料に関する相談	状況に応じた減免や納付方法などの相談に応じます。	こども子育て課
8	上下水道料に関する相談	状況に応じた減免や納付方法などの相談に応じます。	上下水道課
9	高額介護サービス	1ヶ月の間に利用した介護サービスの自己負担額が限度額を超えた場合、超えた分を高額介護サービス費として支給します。	長寿介護課
10	介護予防生活支援サービス	訪問や通所などの方法により、必要な身体介護や生活支援サービスを実施します。	長寿介護課
11	ひとり親家庭医療費助成制度の相談	ひとり親家庭に対し、医療機関を利用した際の医療費（保険料の自己負担額）を助成する制度の説明と手続きを支援します。	こども子育て課
12	食糧支援事業	生活が困窮し、生活物品等が不足している方へ支援します。	社会福祉協議会 (長寿介護課) 福祉課
13	市営住宅への入居	犯罪被害者等の市営住宅への優先的な入居について相談に応じます。	営繕住宅課
14	児童の就学援助	児童の保護者が生活保護法に基づく保護を受けている方や、それに準ずる方である場合、学用品や学校給食費等の費用の一部を支援します。	教育課
15	企業等への犯罪被害者等の啓発	市内事業者に対して、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性を考慮した雇用の維持と二次被害の防止への理解を深めるため、啓発活動を実施します。	財務政策課 商工観光課

(3) 精神的・身体的被害の回復・防止

① 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

犯罪被害者等は、犯罪等による負傷により、長期間の治療や療養を余儀なくされ、また、場合によっては後遺症による看護が必要になるなど、その後の生活に大きな支障が出るのが考えられます。

このような状況にある犯罪被害者等に対し、相談やカウンセリングを実施するなど、それぞれの心身状況に応じた適切な支援を実施します。

② 安全の確保

犯罪被害者等は、犯罪被害が発生した後も、再び同様の被害を受けるのではないかと恐怖や不安を感じながらの生活を余儀なくされる場合があります。

犯罪被害者等の不安の軽減、また、被害の再発防止のため、県警や関係機関等と連携しながら犯罪被害者等からの相談体制の充実、被害者情報の保護の徹底等、各種対策を推進します。

③ 保護、捜査等の過程における配慮等

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害に加え、保護や捜査の過程で関係者からの配慮に欠けた対応により二次被害を受けることがあります。

このため、犯罪被害者等に関わる職員が、犯罪被害者等の心情を理解し、適切な情報提供や人権に配慮した対応を行うため、研修会を実施するなど、犯罪被害者等の支援を適切に行っていきます。

④ 個人情報の適切な管理

犯罪被害者等の個人情報が知られることで二次被害や更なる被害につながるおそれがあるため、個人情報については、厳重な取扱い及び管理が必要です。

犯罪被害者等に関わる職員だけでなく、支援に関係する者に対しても研修会を実施するなど、犯罪被害者等の支援を適切に行っていきます。

<具体的な支援内容>

No.	取組項目	内容	担当課
1	保健師等による健康相談	犯罪被害者等の身体面だけでなく、精神面からも支援することができるよう、保健師等による健康相談を実施します。	健康づくり課
2	犯罪被害者等に関わる職員の知識や技能の向上	犯罪被害者等に関わる職員が、犯罪被害者等の心情を理解し、適切な対応を実施するため、研修会を実施します。	財務政策課
3	専門スタッフによるカウンセリング	専門スタッフ（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）が学校や関係機関等と連携し、児童生徒及び保護者の心理的な不安を取り除き、子どもたちが安心して学校に通えるよう、カウンセリングを実施します。	教育課

施策3 理解を深め、支援を広げる社会の形成

(1) 市民の理解の増進等

① 市民の理解の増進等

犯罪被害者等は、地域社会において配慮、尊重され、支えられることで初めて平穏な生活を回復することができますが、犯罪被害者等の周囲の人間あるいは事業者等の理解や協力が不可欠です。

しかし、近年では SNS 等における誹謗中傷等の二次被害が発生するなど、犯罪被害者等への理解は十分ではありません。

そのため、様々な媒体を使用し、市や関係機関等で支援を実施していることを周知することはもちろんのこと、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性を広く市民に周知し、配慮のない言動や無関心による二次被害防止の重要性について、更なる市民の理解の醸成に努めます。

② 事業者の理解の増進等（再掲 施策2 (2) 損害回復・経済的負担の軽減 ④ 雇用の安定）

犯罪被害者等は、警察での事情聴取や、裁判への参加、治療のための入院又は通院等の多くのことに対応しなければならず、勤務先で休暇等の取得を余儀なくされます。

また、職場内での理解が足りず、二次被害を受けながら働き続けなければならない場合も考えられます。

雇用の維持と二次被害防止のため、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性について市内事業者の理解の増進を図り、また、雇用の継続や労働時間、休暇等について十分配慮することができるよう周知していきます。

③ 学校における教育の実施等

犯罪被害者等が児童生徒であるときは、被害によって今後の発達に大きな影響を与える可能性があります。

また、犯罪被害者等への支援を社会全体で持続的に推進するには、子どもたちを犯罪被害者にも加害者にもしないことが重要です。

そのため、学校等でも犯罪被害者等への理解促進に努め、子どものうちから意識の醸成を図っていきます。

<具体的な支援内容>

No.	取組項目	内容	担当課
1	市民の理解の増進	犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に併せた啓発活動を広報や SNS 等により実施し、市民の理解度を深めます。	財務政策課
2	企業等への犯罪被害者等の啓発（再掲）	市内事業者に対して、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性を考慮した雇用の維持と二次被害の防止への理解を深めるため、啓発活動を実施します。	財務政策課 商工観光課
3	学校における教育の実施等	子どもたちや教職員の犯罪被害者等支援に対する意識の醸成のため、講演会の実施や理解促進に努めます。	財務政策課 教育課

(2) 犯罪被害者等を支援する団体の支援・人材育成

① 民間支援団等に対する支援

専門の研修等を受けた従事者が所属する民間支援団体は、犯罪被害者等を支援するうえで重要な役割を果たしていますが、これらの民間支援団体に対する認知度は十分とは言えません。

公安委員会から県内で唯一「犯罪被害者等早期援助団体」として指定されている被害者支援センターやまなしと連携し、民間支援団体等の活動に対する広報や、民間支援員の研修等に協力します。

② 人材育成等

犯罪被害者等の被害の状況や置かれている立場はそれぞれ異なることから、必要とする支援は多岐にわたります。

様々な状況に適切に対応しながら、かつ、本市職員の配慮に欠けた言動等により二次被害を生じさせることがないように、国や県で実施する会議や研修会等に積極的に参加し、各種情報の共有を図りながら、スキルアップを目指します。

また、民間支援団体との共同による研修の実施等を通じ、関係機関とも緊密な連携を図ります。

<具体的な支援内容>

No.	取組項目	内容	担当課
1	民間支援団体等への支援	被害者支援センターやまなしと連携し、民間支援団体等の活動に対する広報や研修等に協力します。	財務政策課
2	犯罪被害者等に関わる職員の知識や技能の向上(再掲)	犯罪被害者等に関わる職員が、犯罪被害者等の心情を理解し、適切な対応を実施するため、研修会を実施します。	財務政策課

●被害者支援に関する機関や団体●

名称	電話番号	ホームページ	備考
韮崎市犯罪被害者等総合相談窓口	0551-22-1111 (財務政策課政策調整担当)		犯罪被害の総合相談
山梨県犯罪被害者等総合支援窓口	055-223-4180		犯罪被害の総合相談

山梨県警察総合 相談室	# 9 1 1 0 (0 5 5 - 2 3 3 - 9 1 1 0)		犯罪被害の総合相談
性暴力110番 (山梨県警)	# 8 1 0 3 (0 5 5 - 2 2 4 - 5 1 1 0)		性暴力被害の相談
ヤングテレフォ ン (山梨県警)	0 1 2 0 - 3 1 - 7 8 6 7		少年、保護者からの少 年問題に関する相談
被害者ホットラ イン (甲府地方 検察庁)	0 5 5 - 2 2 8 - 9 7 3 2		犯罪被害者の司法手 続きに関する相談
犯罪被害者相談 窓口 (法務省)	0 5 5 - 2 3 5 - 7 1 4 4		加害者の保護観察中 の状況など
犯罪被害者支援 ダイヤル (法テ ラス)	0 1 2 0 - 0 7 9 7 1 4		法律相談、弁護士紹介 など
(公社) 被害者 支援センターや まなし	0 5 5 - 2 2 8 - 8 6 2 2		総合的な被害者支援 窓口